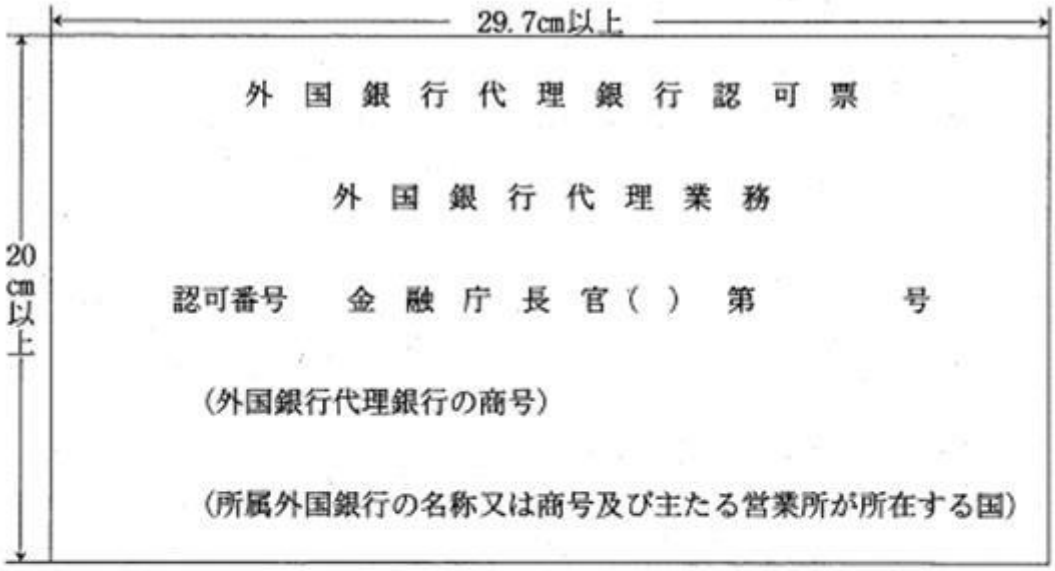
別紙様式第10号の2（第34条の2の35第1項関係）



（記載上の注意）

1　「所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（銀行法第52条の2第1項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、全ての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。

2　銀行法第52条の2第2項の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条第1項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営む場合にあつては、認可番号に代えて、同条第2項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営む者である旨を表示すること。